(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

7. 本意向表明書の法的性質と留意事項
(1) 本意向表明書の有効期間は●年●月●日（本件取引実行日から３年間）とする。
(2) 本意向表明書の記載事項は、限られた資料に基づくものであり、今後の交渉やデュー・ディリジェンス等の状況により変更する可能性がある。また、本意向表明により甲乙間で上記４から６までを除き何ら法的拘束力を生じさせる合意を形成することは意図するものではない。
(3) 対象取引の機関決定にあたっては、投資委員会等での正式決議が必要となる。

以上

様式13′　別紙3及び別紙4－1を次のように改める。

様式１３

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第２項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する継続証明申請書
（省令第３条第１項第２号の事業活動に関する場合）

年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号
名　　称
住　　所
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第２項の規定により、継続証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報及び特別勘定及び当該株式に関する状況については、別表のとおりである。

記

１．特別新事業開拓事業者の株式の状況等（別紙３）
２．特定事業活動の進捗等（別紙４－１）
３．特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の保有の状況（別紙４－２）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。